

平成28年11月4日

## 金融経済を巡る最近の話題

——県知事と金融機関トップとの懇談会における説明資料——

### 1. 足許の金融経済動向

- (1) 日銀短観（2016年9月分）
- (2) 個人消費
- (3) 金融政策

### 2. 金融機関の置かれている状況

——金融システムレポート（2016年10月公表）の抜粋

### 3. 地震被災に対する日本銀行の支援例

——熊本地震における被災地金融機関支援オペ

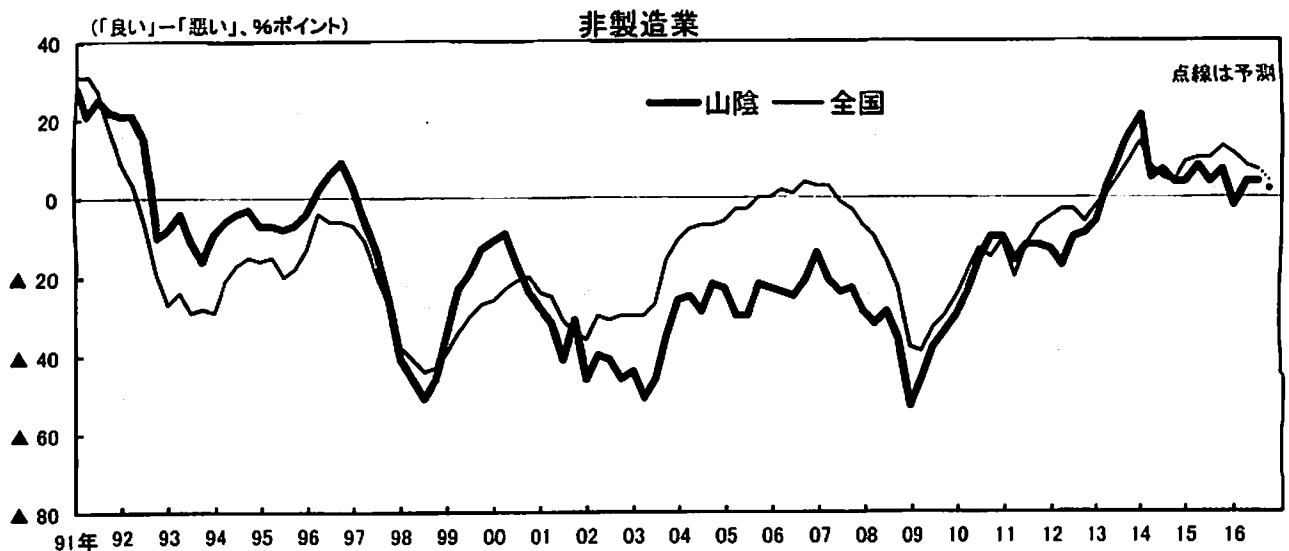
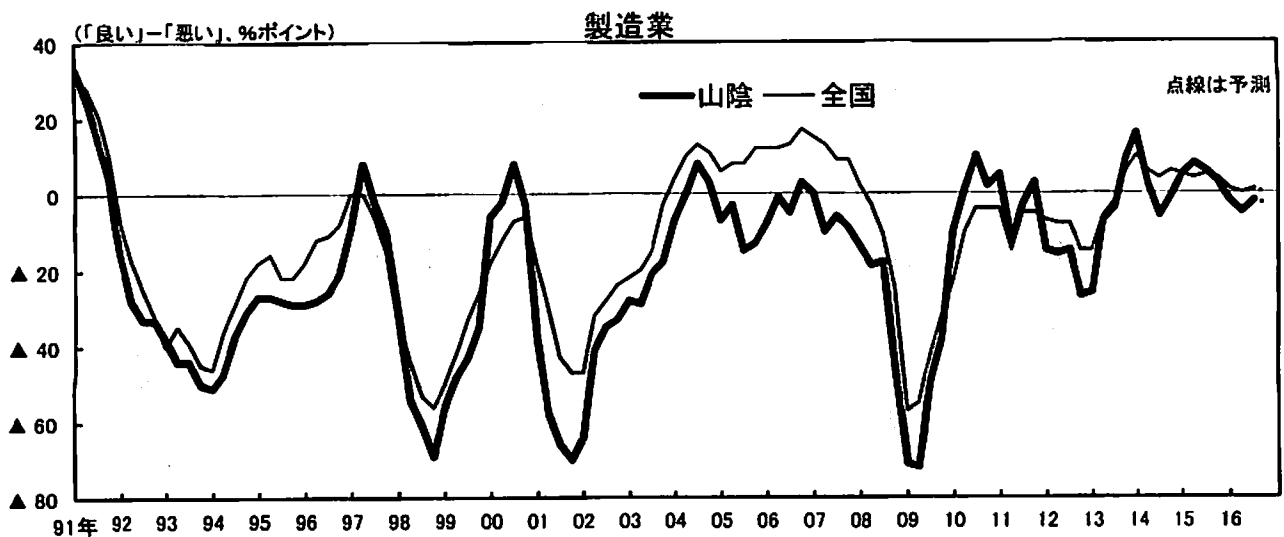
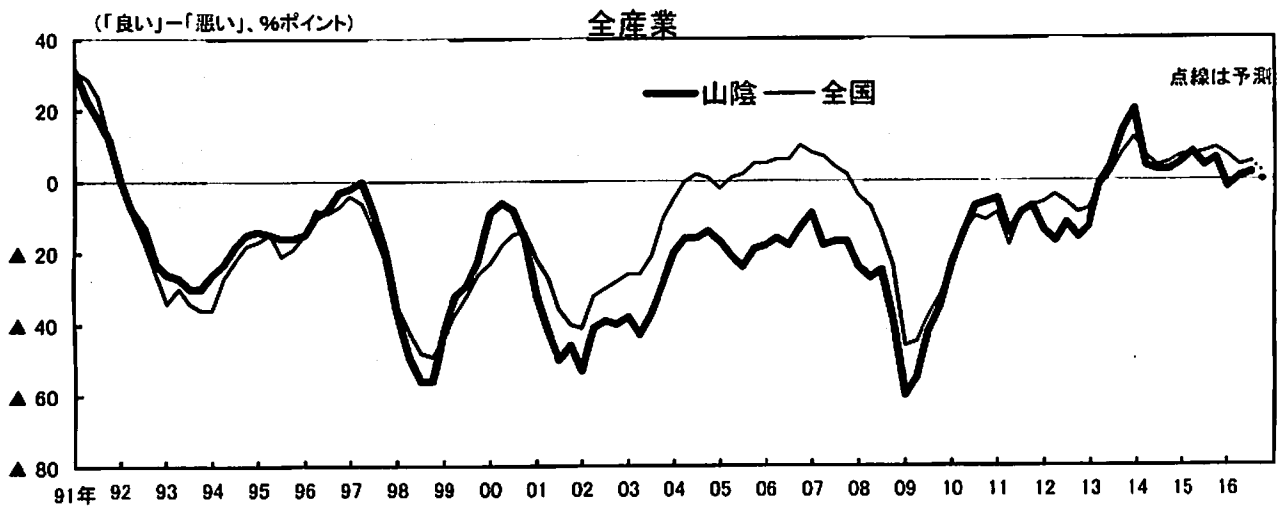
日本銀行鳥取事務所

大 山

# 1. 足許の金融経済動向

## (1) 日銀短観 (2016年9月)

### 業況判断 D. I.



(注) シャドー部分は景気後退局面 (内閣府調べ)。

# 雇用判断 D. I.

## 【全国】

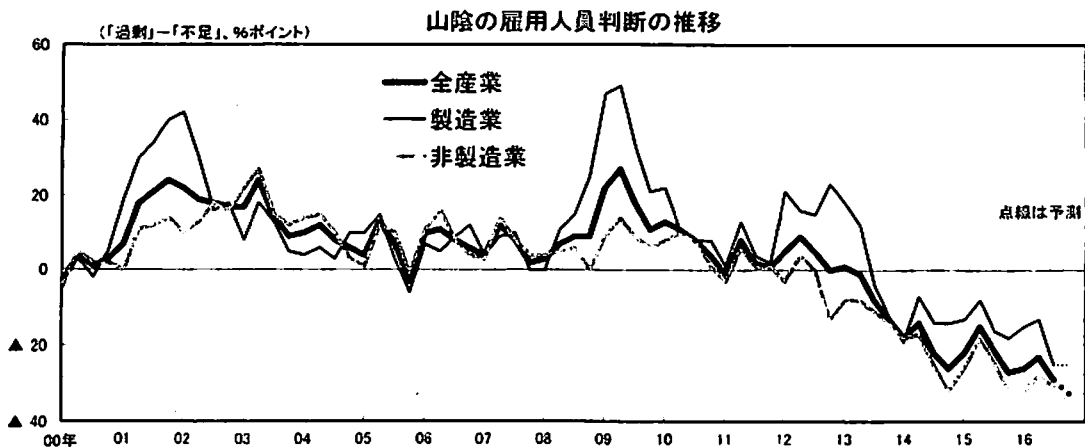
(「過剰」 - 「不足」・%ポイント)

		2016年6月調査		2016年9月調査			
		最近	先行き	最近	先行き		変化幅
					変化幅	変化幅	
大企業	製造業	-3	-3	-5	-2	-5	0
	非製造業	-18	-18	-19	-1	-20	-1
	全産業	-10	-10	-12	-2	-13	-1
中堅企業	製造業	-9	-9	-11	-2	-13	-2
	非製造業	-26	-28	-27	-1	-29	-2
	全産業	-19	-21	-20	-1	-22	-2
中小企業	製造業	-8	-12	-9	-1	-14	-5
	非製造業	-26	-30	-27	-1	-33	-6
	全産業	-19	-23	-20	-1	-25	-5
全規模合計	製造業	-6	-9	-8	-2	-12	-4
	非製造業	-25	-28	-25	0	-29	-4
	全産業	-17	-20	-19	-2	-22	-3

## 【山陰】

「過剰」 - 「不足」、回答社数構成比、%ポイント

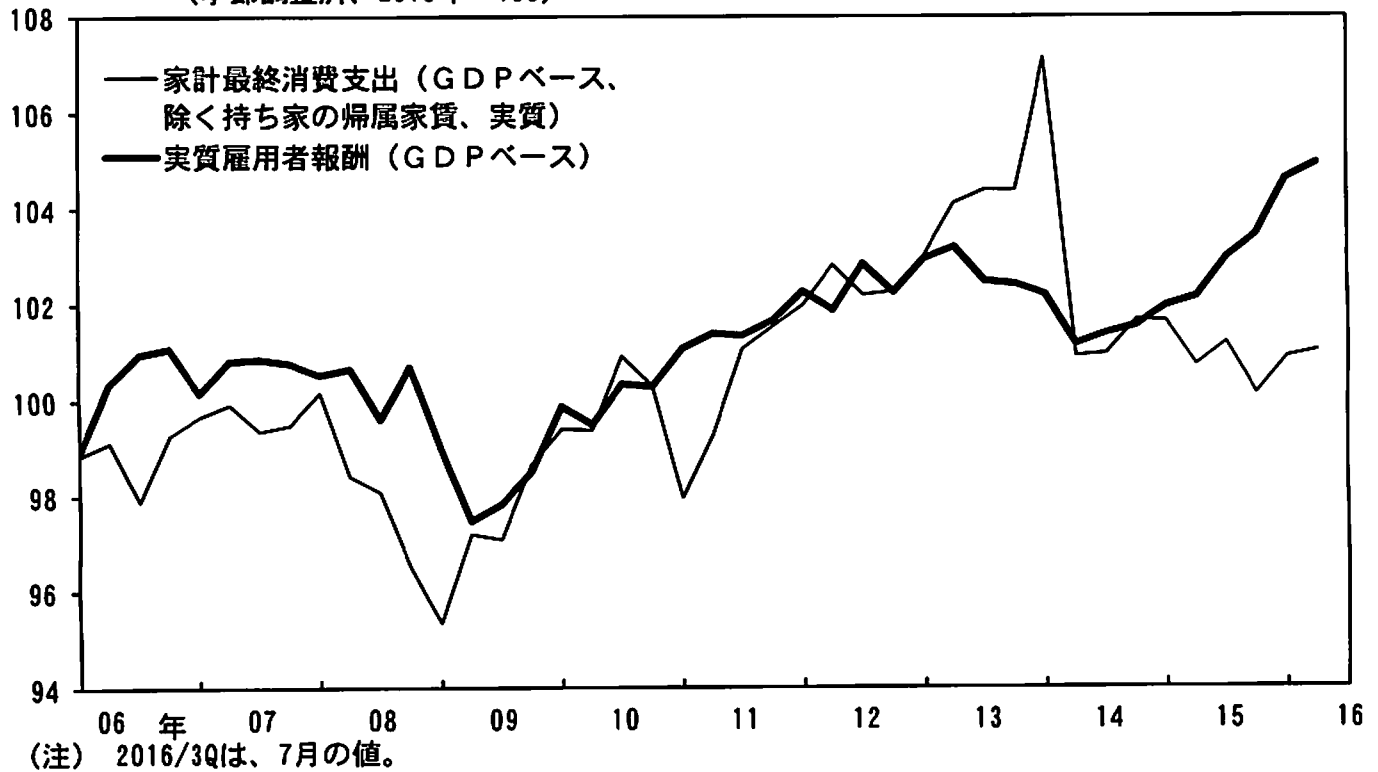
(調査時点)	2016年6月調査		2016年9月調査			
	最近	先行き	最近	先行き		変化幅
				変化幅	変化幅	
山陰・全産業	▲ 23	▲ 25	▲ 29	▲ 6	▲ 33	▲ 4
製造業	▲ 13	▲ 17	▲ 25	▲ 12	▲ 25	0
非製造業	▲ 28	▲ 30	▲ 31	▲ 3	▲ 36	▲ 5



## (2) 個人消費

### 個人消費と実質雇用者報酬

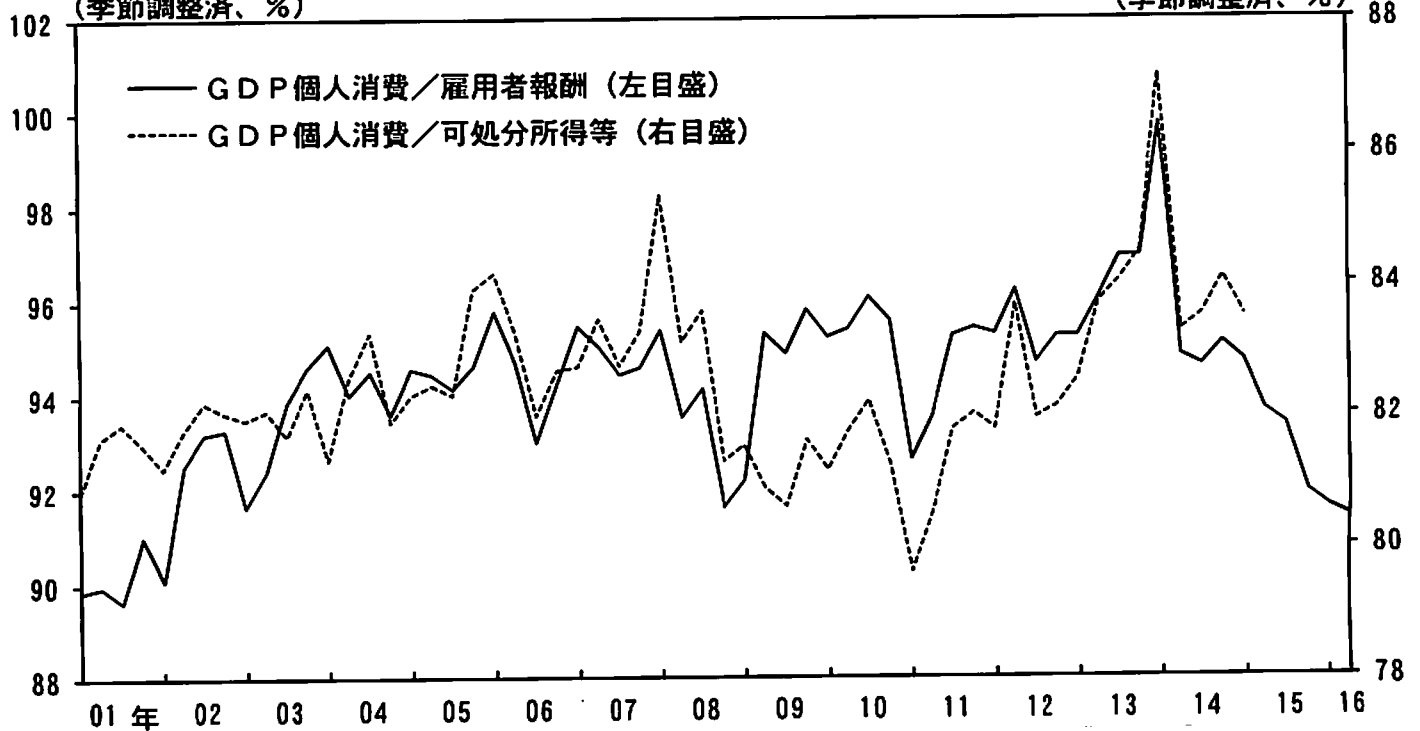
(季節調整済、2010年=100)



### 平均消費性向

(季節調整済、%)

(季節調整済、%)



### (3) 金融政策

#### 「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」のポイント

「2%の『物価安定の目標』をできるだけ早期に実現する」  
とのコミットメントは堅持

##### 1. 長短金利操作（「イールドカーブ・コントロール」）

- ⇒ 経済・物価・金融情勢を踏まえて、2%の「物価安定の目標」に向けたモメンタムを維持するために最も適切と考えられるイールドカーブの形成を促す。
- ⇒ 金融市場調節方針として、従来のマネタリーベース増加額目標にかえて、短期政策金利と長期金利操作目標を決定する。

【今回の金融市場調節方針】：概ね現状程度の長短金利を想定

- ・短期政策金利 : 「▲0.1%」
- ・長期金利操作目標 : 10年物国債金利で「概ね現状程度（ゼロ%程度）」
  - 買入れ額は、金利操作方針を実現するよう運営（概ね現状程度の買入れペース<保有残高の増加額年間約80兆円>をめど）
  - 指値オペなど新型オペレーションを導入。

##### 2. 「オーバーシュート型コミットメント」

- ⇒ 消費者物価（除く生鮮食品）前年比上昇率の実績値が安定的に2%を超えるまで、マネタリーベースの拡大方針を継続。

—— マネタリーベース対名目GDP比率は、あと1年強で100%（約500兆円）を超える見込み（現在、日本は約80%、米国・ユーロエリアは約20%）。

- 3. 2%の実現に向けたモメンタムを維持するため、必要と判断すれば、追加緩和を実施。

【追加緩和手段】

- ① 短期政策金利の引き下げ
- ② 長期金利操作目標の引き下げ
- ③ 資産買入れの拡大
- ④ マネタリーベース拡大ペースの加速

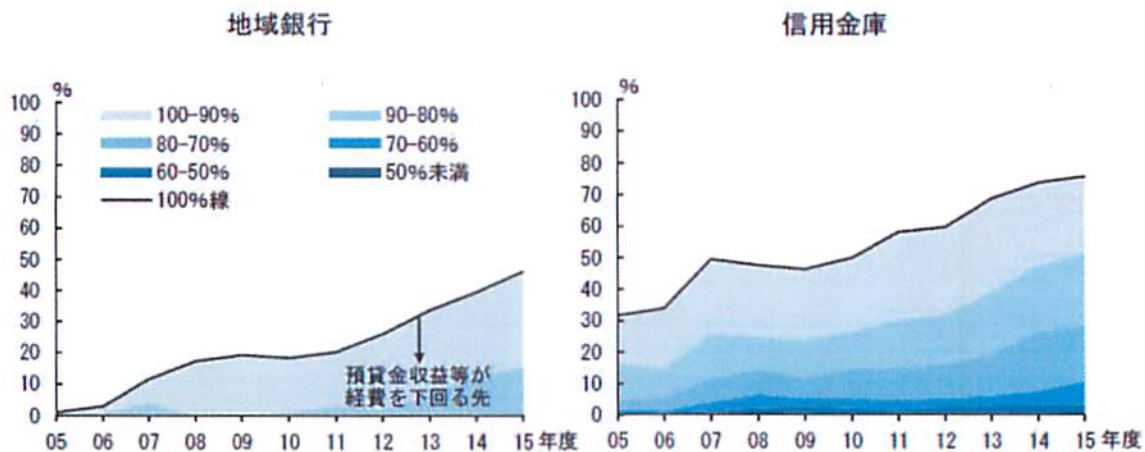
## 2. 金融機関の置かれている状況

—金融システムレポート(2016年10月公表)の抜粋

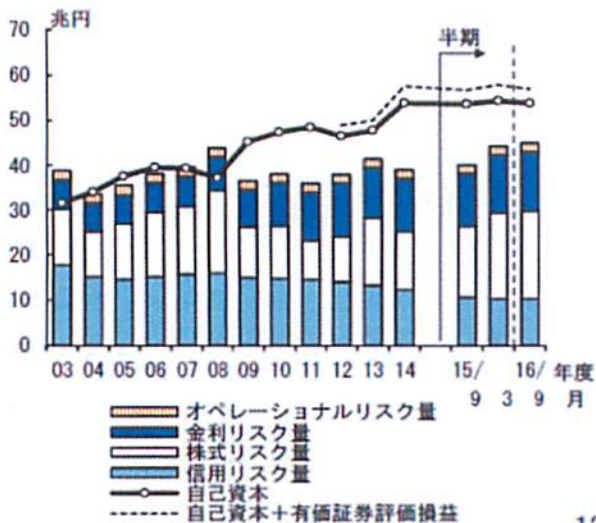
国内銀行の新規貸出約定平均金利



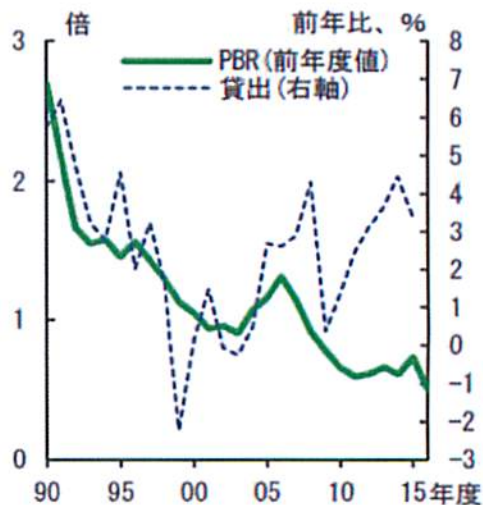
預貸金収益等が経費を下回る先の割合および経費に対する比率の分布



金融機関のリスク量と自己資本



銀行株のPBR(株価純資産倍率)



# 3. 地震被災に対する日本銀行の支援例

## 平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領

決定 2016年 4月28日

### 1. 趣旨

この基本要領は、平成二十八年熊本地震にかかる被災地(平成二十八年熊本地震に関し災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けている地域をいう。以下同じ。)の金融機関(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構、預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。以下同じ。)を対象に、適切な金融調節の実施を通じて、今後予想される復旧・復興に向けた資金需要への初期対応を支援する観点から、被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション(被災地の金融機関を対象として、適格担保を担保として、日本銀行が定める限度額の範囲内で、固定金利方式により行う、公開市場操作としての貸付けをいう。)を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

### 2. 貸付店

本店(業務局)または支店とする。

### 3. 貸付対象先

次の(1)または(2)に該当する先のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

- (1) 被災地に貸出業務を行う営業所等(本店、支店その他これらと同等の機能を有するものをいう。以下同じ。)を有する金融機関
- (2) 被災地に貸出業務を行う営業所等を有する金融機関を会員としている系統中央機関(借金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会および農林中央金庫を総称していう。以下同じ。)

### 4. 貸付方式

電子貸付とする。

### 5. 貸付期間

1年以内の期間とする。

### 6. 貸付利率および利息の徴収

- (1) 貸付利率は、年0%とする。
- (2) 利息の徴収は、(1)に定める貸付利率によって、貸付日の翌日から返済期日までの日数に応じて、後取りの方法により行う。

### 7. 貸付先および貸付金額

貸付先は貸付対象先のうち希望する先とし、貸付金額は8.の限度額の範囲内で貸付先の希望する金額とする。ただし、貸付金額は、当該貸付先が差入れている共通担保の担保余裕額相当額を超えることはできない。

### 8. 貸付限度額等

- (1) 貸付総額の上限は3,000億円とする。
- (2) 貸付対象先ごとの貸付限度額は、被災地に所在する営業所等の貸出金残高(系統中央機関については、自己およびその会員たる金融機関についての残高の合計とする。)を勘案して定める。

### 9. 貸付受付期間

平成29年4月30日までとする。

### 10. 貸付日等

貸付日その他貸付けを行うために必要な具体的事項については、金融市場の情勢等を勘案して定める。

### 11. 担保

- (1) 貸付対象先から、適格担保を担保として差入れさせるものとする。
- (2) 担保の取扱いは、「適格担保取扱基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙1.)および「適格外国債券担保取扱要領」(平成21年5月22日付政委第63号別紙1.)の定めるところによる。

### 附則

1. この基本要領は、被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションにかかる所要の準備が整い次第速やかに実施することとし、具体的な実施日は総裁が定める。
2. この基本要領は、平成29年4月30日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。
3. 貸付対象先に変更があった場合には、変更前の貸付対象先に対する全ての貸付けの返済期日が到来するまでの間、8.(1)は適用しないものとする。